

川口市総合評価方式活用ガイドライン

Ver.1.8

令和7年4月

（令和7年4月以降に公告する案件に適用）

川 口 市

目 次

1	総合評価方式の概要・意義等	4
（１）	総合評価方式の概要・意義	4
（２）	ガイドラインの位置付け	4
2	総合評価方式の実施方針	8
3	総合評価方式の体系	9
（１）	簡易型	9
ア	評価項目選択型	9
イ	パッケージ型	9
（２）	技術提案型（県Aタイプ）	9
4	標準的な実施手順	10
（１）	総合評価方式の採点方法	10
ア	自己採点方式	10
イ	発注者採点方式	10
（２）	総合評価方式の実施フロー	11
ア	自己採点方式で一般競争入札（事後審査型）又は参加意思確認型指名競争入札の場合	11
イ	発注者採点方式で一般競争入札（事後審査型）又は参加意思確認型指名競争入札の場合	12
5	評価項目・配点等	13
（１）	評価項目一覧表	13
（２）	評価項目・配点等に係る注意事項	14
ア	評価項目	14
イ	配点	14
ウ	その他	14
（３）	評価項目（簡易型・技術提案型共通）	15
ア	企業の技術能力	15
（ア）	工事成績評定	15
（イ）	施工実績	15
イ	企業の社会的貢献度	16
（ア）	災害防止活動等の協定	16
（イ）	災害防止活動等の実績	16
ウ	配置予定技術者の技術能力	17

(ア) 工事成績評価	17
(イ) 施工経験	19
エ 定性的技術提案【技術提案型に適用】	20
(ア) 工程管理の適切性	20
(イ) 品質管理の適切性	20
(ウ) 安全管理の適切性	20
(エ) 市長等が指定した課題への対応の的確性	20
オ 企業倫理や信頼性等（減点項目）	22
(ア) 総合評価の不履行	22
(イ) 入札参加等停止の措置	22
(ウ) 入札参加等除外の措置	22
カ 企業の技術能力	23
(ア) 優秀工事表彰	23
(イ) ISO9001の取得	23
(ウ) 登録基幹技能者の配置	23
(エ) 労働災害防止対策	25
キ 配置予定技術者の技術能力	26
(ア) 技術者の専門技術力（ヒアリング）	26
(イ) 当該工事の理解度・取組姿勢（ヒアリング）	26
(ウ) 技術者の対応能力（ヒアリング）	26
(エ) 保有する資格	26
(オ) 継続教育（CPD）への取組	26
ク 企業の地域精通度	28
(ア) 地理的条件	28
ケ 企業の社会的貢献度	29
(ア) 地域貢献活動	29
(イ) 除雪契約実績	29
(ウ) 障害者雇用	29
(エ) CO2削減対策	29
(オ) 重機保有状況	30
(カ) 交通安全活動への取組	30
(キ) 更正保護の協力雇用主支援等の取組	30
コ 担い手確保・育成に関する取組	31
(ア) インターンシップ等の受入れ実績	31
(イ) 若手技術者の配置	31

(ウ) 4週8休を確保した工事实績	33
(エ) 多様な働き方実践企業の認定	33
(オ) パートナースhip構築宣言の公表	34
(カ) 埼玉県SDGs/パートナーへの登録	34
サ その他	35
(ア) 市内下請の選定	35
(イ) 資材の購入(市産品の活用等)	35
(ウ) 手持ち工事量	36
6 提出を求める技術資料の内容の明示	37
7 技術評価	38
(1) 技術資料の記載事項の確認	38
(2) 評価値の算出	38
ア 評価値の計算方法	38
イ 加算点又は技術評価点の算出	39
ウ 不適正な事項に対する措置	39
エ 評価値の決定	40
8 落札候補者の決定方法等	41
(1) 落札候補者の決定	41
(2) 評価値が高い者が2者以上ある場合	41
(3) 配置予定技術者の配置不可通知	42
(4) 落札者の決定	43
9 履行確認	44
10 ペナルティの設定	45
(1) 技術資料の内容の不履行	45
(2) 技術資料の虚偽記載	45
11 中立かつ公正な評価の確保(学識経験者の意見聴取)	47
12 総合評価方式に係る公表等	48
(1) 技術提案に関する機密の保持	48
(2) 情報提供	48
ア 入札前	48
イ 落札者決定後	48
13 様式	49
工事成績評定(対照表)	50

1 総合評価方式の概要・意義等

(1) 総合評価方式の概要・意義

公共工事の品質の確保と向上を目的とする「公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下「品確法」という。）」が平成17年4月1日に施行された（令和元年6月14日改正）。この法律では「公共工事の品質は、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。」と規定されており、公共工事の品質確保のための主要な取組みとして総合評価方式の適用を掲げている。

これを受けて、公共工事の品質確保のため、市においては平成19年度から総合評価方式の入札を試行している。

公共工事の品質確保を図るためには、発注者は工事の内容等に応じ、競争参加者の技術的能力等の評価を適切に行うよう努め、落札者の決定においては、価格に加えて技術的能力等の優劣を総合的に評価することにより、最も評価の高い者を落札者とするのが原則となる。

総合評価方式の適用により、公共工事の施工に必要な技術的能力を有する者が施工することとなり、工事品質の確保や向上が図られ、工事目的物の性能の向上、長寿命化、維持修繕費の縮減、施工不良の未然防止等が図られる。その結果、総合的なコストの縮減、交通渋滞対策、環境対策、事業効果の早期発現等が効率的かつ適切に図られることにより、現在かつ将来の市民に利益がもたらされることが期待される。

また、民間企業が技術力競争を行うことによりモチベーションの向上が図られ、技術と経営に優れた健全な建設業が育成されるほか、価格以外の多様な要素が考慮された競争が行われることで、談合が行われにくい環境が整備されることも期待される。

平成26年6月には、品確法が改正され、受注者と発注者の責務が明確化されたほか、公共工事の品質確保に加え、若年の技術者、技能労働者等の育成及び確保、建設機械の保有、さらに災害時における工事の実施体制の確保がうたわれ、これまでの品質確保に加え、地域維持の担い手である建設企業の育成・確保にも配慮することが必要となっている。

また、令和元年6月の品確法改正では、災害時の緊急対応の強化充実、働き方改革への対応や生産性向上への取組などが公共工事の受注者と発注者の基本的な責務とされた。

(2) ガイドラインの位置付け

ガイドラインは、市が試行する総合評価方式における落札者決定基準及びその他実施方法等の共通事項を、複数の学識経験者の意見を聴取し定めたものである。

なお、落札者決定基準及びその他実施方法等のうち、各発注案件に係る個別事項については、入札説明書等に定めるものとする。

【用語の定義】

総合評価方式

地方自治法施行令第167条の10の2の規定に基づき、価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式

市

ガイドラインにおいては、川口市。

県

ガイドラインにおいては、埼玉県。

今年度、過去〇〇年度間

ガイドライン（ver.18）における今年度及び過去〇年度間は、次のとおりとする。

今年度 … 公告日の属する年度

以下、公告日が令和7年4月～令和8年3月の場合

過去 1年度間 … 令和6年度

過去 2年度間 … 令和5年度～令和6年度

過去 3年度間 … 令和4年度～令和6年度

過去 5年度間 … 令和2年度～令和6年度

過去15年度間 … 平成22年度～令和6年度

公共工事

次のいずれかが発注する工事。

- （1）国（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条又は同施行令附則第2条に規定する法人を含む。）（P7「補則」参照）
- （2）地方公共団体
- （3）日本下水道事業団

建築工事等

建築工事、電気設備工事、機械設備工事及びこれらに類する建築関係工事。

配置予定技術者

当該工事の主任技術者、監理技術者（特例監理技術者を含む）又は現場代理人として配置を予定する者。

配置技術者

配置予定技術者として技術資料に記載した者から、当該工事の主任技術者、監理技術者（特例監理技術者を含む）、監理技術者補佐又は現場代理人として配置された者。

業種（29業種）

建設業法に定められた、建設業許可の区分

29業種：土木、建築、大工、左官、とび・土工、石、屋根、電気、管、
タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、鉄筋、舗装、しゅんせつ、板金、
ガラス、塗装、防水、内装仕上、機械器具設置、熱絶縁、電気通信、造園、
さく井、建具、水道施設、消防施設、清掃施設、解体

市発注工事

市の市長部局、上下水道局、医療センターの発注工事。

市の施設

市が管理する以下の施設。

道路、河川、水路、下水道、公園、学校、その他の管理施設

市の休日

川口市の休日を定める条例の規定に基づく次の日。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（（2）に掲げる日を除く。）

本店等

会社法の規定に基づく本店。ただし、建設業法の規定に基づく主たる営業所が別にある場合には、主たる営業所をいう。

【補 則】

○公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条又は同施行令附則第2条に規定する法人

＜同施行令第1条第1項第1号関係＞

首都高速道路株式会社
新関西国際空港株式会社
中間貯蔵・環境安全事業株式会社
中日本高速道路株式会社
成田国際空港株式会社
西日本高速道路株式会社
阪神高速道路株式会社
東日本高速道路株式会社
本州四国連絡高速道路株式会社
沖縄科学技術大学院大学学園
日本中央競馬会

＜同施行令第1条第1項第3号関係＞

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構
国立研究開発法人科学技術振興機構
国立研究開発法人情報通信研究機構
国立研究開発法人森林研究・整備機構
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
独立行政法人空港周辺整備機構
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
独立行政法人国際協力機構
独立行政法人国立科学博物館
独立行政法人国立高等専門学校機構
独立行政法人国立女性教育会館
独立行政法人国立青少年教育振興機構
独立行政法人国立美術館
独立行政法人国立文化財機構
独立行政法人自動車事故対策機構
独立行政法人中小企業基盤整備機構
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
独立行政法人都市再生機構
独立行政法人日本学生支援機構
独立行政法人日本芸術文化振興会
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
独立行政法人日本スポーツ振興センター
独立行政法人水資源機構
独立行政法人労働者健康安全機構

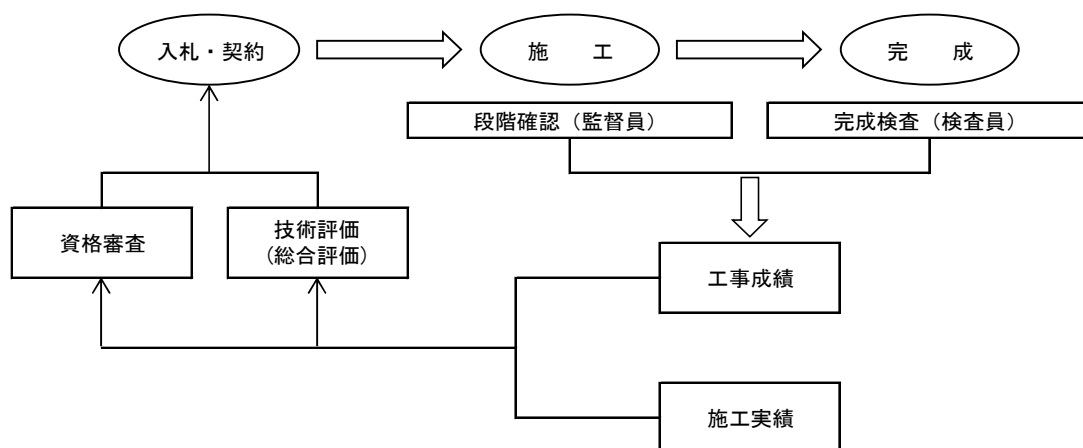
＜同施行令附則第2条関係＞

独立行政法人環境再生保全機構

2 総合評価方式の実施方針

総合評価方式は、基本的には、全ての工事において採用することが可能である。しかし、総合評価の実施に当たっては、受発注者の双方にとって、事務量が増大するといった課題がある。

一方、総合評価方式は、「良い仕事」を行うことが、高い評価となり「次の仕事」へつながる「良い循環」が生まれる効果がある。

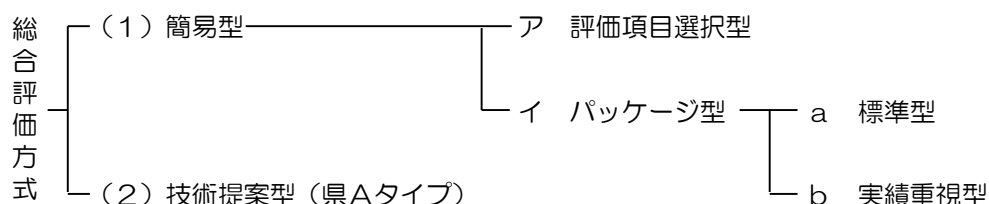


そこで、いかにこの良い循環を維持することができるかが、総合評価方式の運用に当たり重要である。

総合評価方式を実施する工事は、品確法の趣旨を踏まえ、設計金額の高低にとらわれることなく、工事内容により、総合評価方式にふさわしい工事に対して試行するものとする。

3 総合評価方式の体系

総合評価方式の体系は、以下のとおりとし、いずれかの型を選択する。



(1) 簡易型

技術的な工夫の余地が少ない工事において、施工管理の評価を要件とせず、工事成績評定や類似工事の施工実績など、主に過去の実績を評価する型。

簡易型の場合は、一般競争入札（事後審査型）又は参加意思確認型指名競争入札で実施する。

ア 評価項目選択型

必要な評価項目を選択できる 簡易な型

イ パッケージ型

工事の性格や目的に応じて、評価項目をパッケージ化した 簡易な型

(a) 標準型

工種に限らず、標準的な工事に適用する。

(b) 実績重視型

工事实績が安定しており、品質が適切に確保されていると見込まれる工種に適用する。評価項目を厳選し、施工実績等を重視することを目的とする。

(2) 技術提案型（県Aタイプ）

工事目的物の性能及び機能向上等に対し、入札参加者に施工管理の工夫を求める工事に適用する型。コンクリート等の品質向上や安全の確保など、工夫の優劣を数値で比較できない（又は比較することが困難である）定性的な技術提案を求める工事に適用する。

4 標準的な実施手順

(1) 総合評価方式の採点方法

総合評価方式における採点方法は、以下のとおりとする。

ア 自己採点方式

開札前に、入札参加者が総合評価の技術資料を自己採点し、開札後に、自己採点結果と開札結果による評価値で決定した落札候補者のみに技術資料を求める。この技術資料を評価の上、落札者を決定する。簡易型の場合に適用する。

イ 発注者採点方式

開札前に、すべての入札参加者に技術資料を求め、開札後に、その評価と開札結果を踏まえ落札者を決定する。技術提案型の場合に適用する。なお、簡易型にも適用することができる。

【補 則】

○採点方法の手順

ア 自己採点方式

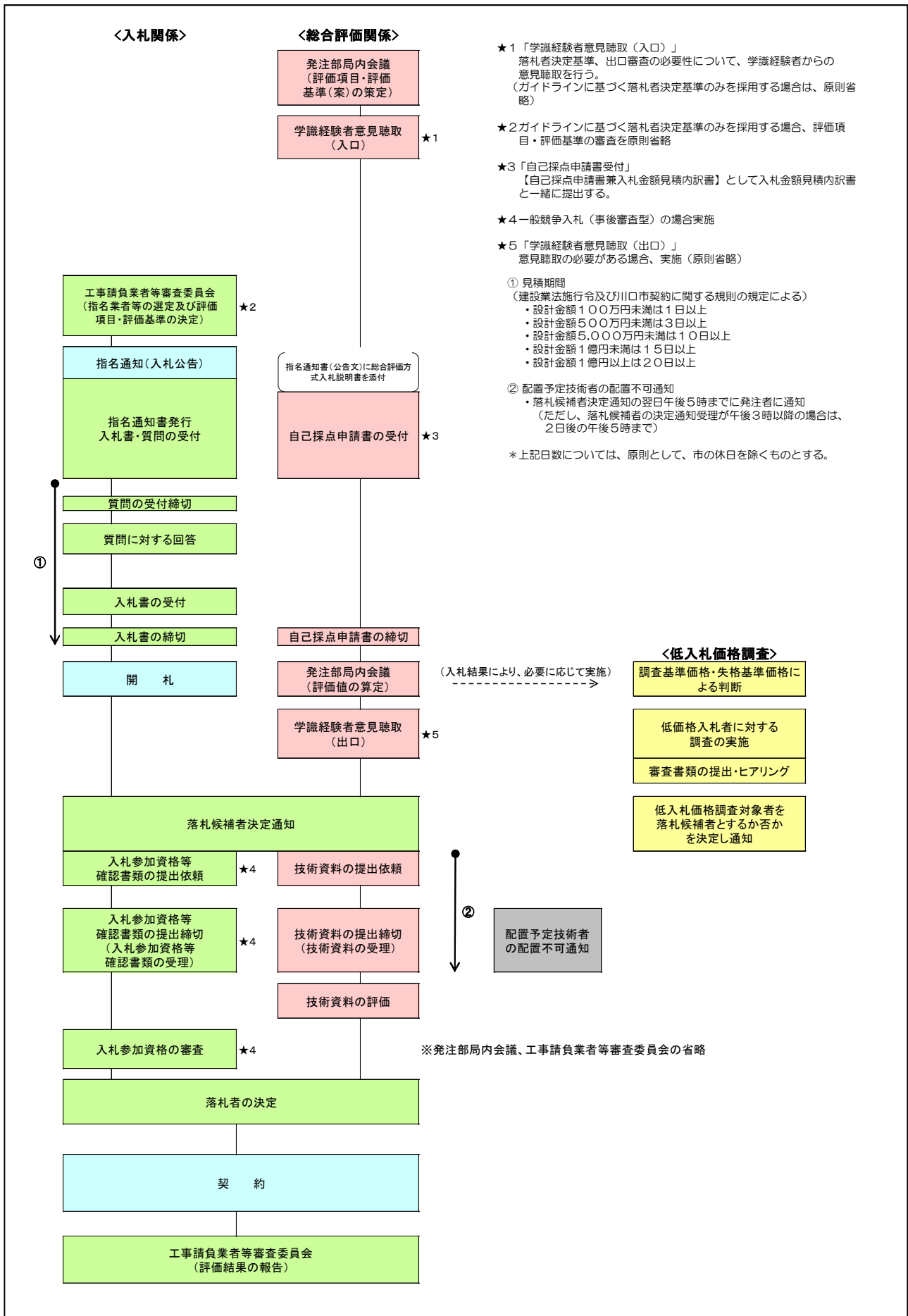
- ① 入札参加者は、入札時に「自己採点申請書」を提出する。
- ② 発注者は、「入札価格」とこの申請書に記載された「自己採点」（確認後の値）により評価値を算出し、1位の者を落札候補者として決定する。
- ③ 発注者は、落札候補者に「技術資料」の提出を求め、これを評価し、評価値を確定する。このとき、評価項目ごとの評価点は「自己採点申請書」に記載された値を上限とする。
- ④ 落札候補者が入札参加条件を満たしていない場合、又は、③により評価値の順位が入れ替わった場合は、失格となった者を除き、新たに評価値1位となった者を落札候補者とする。
- ⑤ ③、④を繰り返すことにより、入札参加条件を満たし、かつ評価値が1位の者を確定し、この者を落札者とする。

イ 発注者採点方式

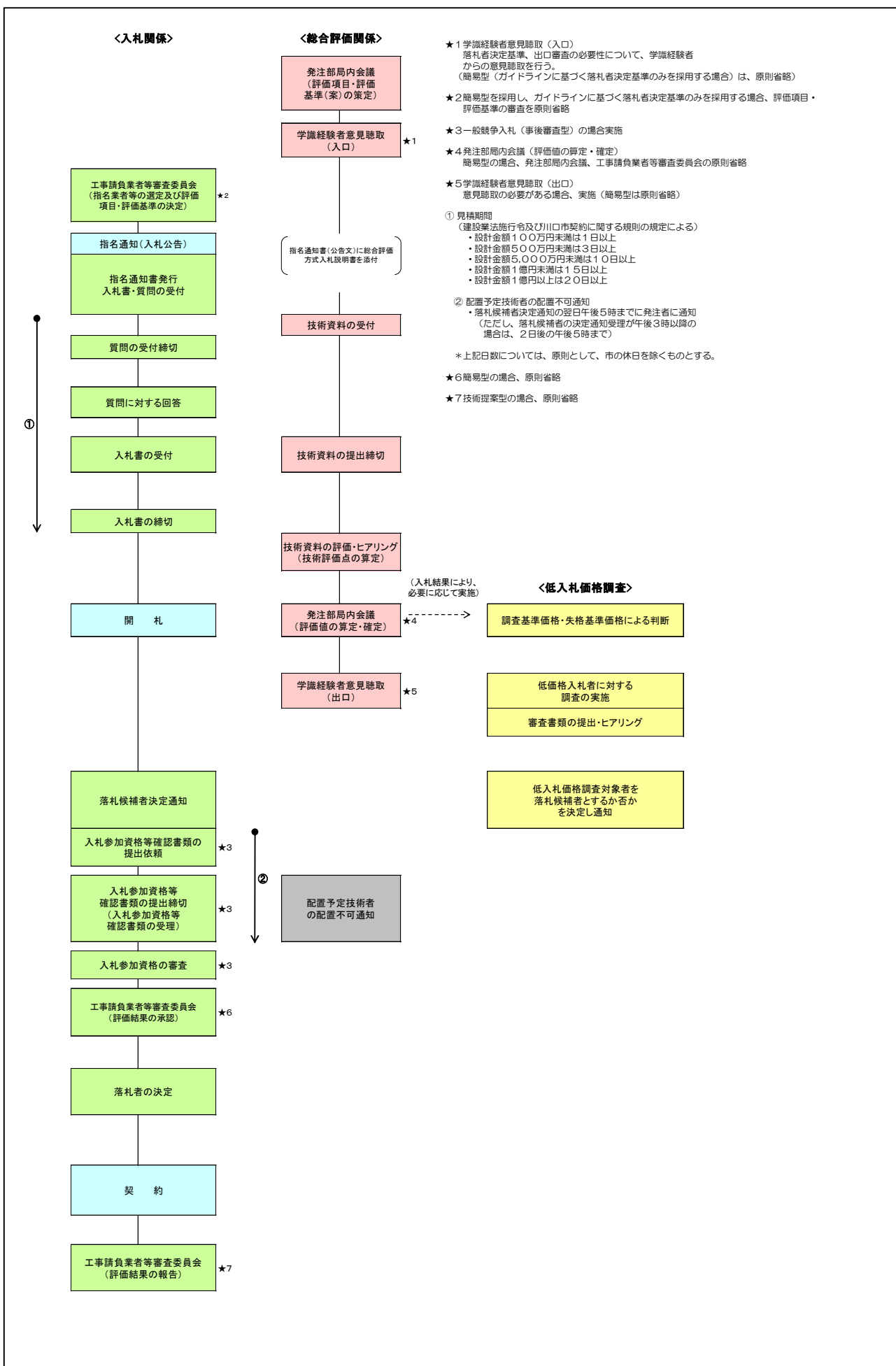
- ① 入札参加者は、定められた期日までに「技術資料」を提出する。
- ② 発注者は「技術資料」を評価し技術評価点を算出する。
- ③ 技術評価点と入札価格により評価値を算出し、1位の者を落札候補者とする。
- ④ 落札候補者が入札参加条件を満たしていれば、その者を落札者とする。

(2) 総合評価方式の実施フロー

ア 自己採点方式で一般競争入札（事後審査型）又は参加意思確認型指名競争入札の場合



イ 発注者採点方式で一般競争入札（事後審査型）又は参加意思確認型指名競争入札の場合



5 評価項目・配点等

(1) 評価項目一覧表

評価項目及び配点等については、以下の一覧表を標準とする。

評価項目			配点	技術提案型	簡易型			
種別	大項目	小項目			評価項目 選択型	パッケージ型		
			標準型	実績重視型				
必須評価項目	ア 企業の技術能力	(ア) 工事成績評定	2 (4) ※ 3	◎	◎	◎	◎	
		(イ) 施工実績	1	※1	※1	—	—	
	イ 企業の社会的貢献度	(ア) 災害防止活動等の協定	1	◎	◎	◎	◎	
		(イ) 災害防止活動等の実績	1	◎※4	◎※4	◎※4	◎※4	
	ウ 配置予定技術者の 技術能力	(ア) 工事成績評定	2	◎	◎	◎	—	
		(イ) 施工経験	1	※1	※1	—	—	
	エ 定性的技術提案	(ア) 工程管理の適切性	6	◎ ※2	—	—	—	
		(イ) 品質管理の適切性	6		—	—	—	
		(ウ) 安全管理の適切性	6		—	—	—	
		(エ) 市長等が指定した課題への対応の的確性	6		—	—	—	
	オ 企業倫理や信頼性等 (減点項目)	(ア) 総合評価の不履行	-1	◎	◎	◎	◎	
		(イ) 入札参加等停止の措置	-1	◎	◎	◎	◎	
		(ウ) 入札参加等除外の措置	-1	◎	◎	◎	◎	
選択評価項目	カ 企業の技術能力	(ア) 優秀工事表彰	2 (4) ※ 3	○	○	◎	◎	
		(イ) ISO9001の取得	1	○	○	◎	—	
		(ウ) 登録基幹技能者の配置	1	○	○	◎	—	
		(エ) 労働災害防止対策	1	○	○	◎	—	
		キ 配置予定技術者の技術 能力	(ア) 技術者の専門技術力（ヒアリング）	3	○	○	—	—
	(イ) 当該工事の理解度・取組姿勢（ヒアリング）		3	○	○	—	—	
	(ウ) 技術者の対応能力（ヒアリング）		3	○	○	—	—	
	(エ) 保有する資格		2	○	○	◎	—	
	(オ) 継続教育（CPD）への取組		1	○	○	—	—	
	ク 企業の地域精進度		(ア) 地理的条件	1	○	○	—	◎
	ケ 企業の社会的貢献度	(ア) 地域貢献活動	1	○	○	◎	—	
		(イ) 除雪契約実績	1	○	○	—	—	
		(ウ) 障害者雇用	1	○	○	—	—	
		(エ) CO2削減対策	1	○	○	—	—	
		(オ) 重機保有状況	1	○	○	—	—	
		(カ) 交通安全活動への取組	1	○	○	◎	—	
		(キ) 更正保護の協力雇用主支援等の取組	1	○	○	—	—	
		コ 担い手確保・育成に関 する取組	(ア) インターンシップ等の受入れ実績	1	○	○	—	—
	(イ) 若手技術者の配置		1	○	○	◎	—	
	(ウ) 4週8休を確保した工事実績		1	○	○	◎	—	
	(エ) 多様な働き方実践企業の認定		1	○	○	◎	—	
	(オ) パートナースhip構築宣言の公表		0.5	○	○	—	—	
	(カ) 埼玉県SDGs/パートナーへの登録		0.5	○	○	—	—	
	サ その他		(ア) 市内下請の選定	2	○	○	◎	—
		(イ) 資材の購入（市産品の活用等）	2	○	○	◎	—	
		(ウ) 手持ち工事量	1 (2) ※ 3	○	○	◎	◎	
	必須評価項目の合計点数			—	9.0~12.0	3.0~6.0	22.0~ 23.0	12.0~ 13.0

◎ …必ず設定する評価項目

○ …選択できる評価項目

— …選択できない評価項目

※1 …（ア）（イ）どちらかを選択する

※2 …エ（ア）～エ（エ）から1項目以上選択する

※3 …実績重視型の場合は（ ）の配点とする

※4 …土木工事は「◎ 必ず設定する評価項目」とし、
建築工事は「— 選択できない評価項目」とする

(2) 評価項目・配点等に係る注意事項

ア 評価項目

評価項目選択型と技術提案型については、それぞれに示す必ず設定する評価項目のほか、工事の内容、課題等により、選択できる評価項目の中から原則1つ以上の評価項目を選択する。パッケージ型については、それぞれに示す必ず設定する評価項目とする。

なお、選択できる評価項目以外にも、工事の特性に合わせ適宜評価項目（評価基準含む）を設定できるほか、必ず設定する評価項目であっても、入札参加者間で評価に差が生じない評価項目（一般競争入札等で入札参加条件が評価項目の内容と同一のときなど）や、工事の内容、課題等により適正な評価が困難な評価項目などについては適宜削除できるものとする。この場合は、学識経験者の意見聴取が必要である。

イ 配点

配点は、P13「5（1）評価項目一覧表」に記載されている配点を標準とする。

なお、上限値の目安は、簡易型40.0点、技術提案型50.0点とする。

ただし、工事の内容や地域特性等に応じて評価項目が持つ価値に十分に留意し、得られる価値が必要以上に高くないよう適宜配点を変更できるものとする。この場合は、学識経験者の意見聴取が必要である。

ウ その他

- ① 各評価項目の説明表の「確認方法」欄に記載されている番号については、P38「7（1）技術資料の記載事項の確認」の【補則】を参照すること。
- ② 技術力がそのまま引き継がれると考えられる企業の単純な名称変更については、変更以前のものから継続的に取り扱うものとする。なお、合併した企業の評価は、合併以前のすべての企業の実績を引き継ぐものとして評価する。

(3) 評価項目（簡易型・技術提案型共通）

ア 企業の技術能力

評価項目	評価基準	配点	得点	確認方法 ^{P38}
(ア) 工事成績評価 ^{※1}	市発注工事 ^{※2} 過去2年度間 ^{※3} の平均点が82点以上。	2.0 (4.0) ^{※4}	/2.0 (4.0) ^{※4}	① ②
	80点以上82点未満。	1.5 (3.0) ^{※4}		
	78点以上80点未満。	1.0 (2.0) ^{※4}		
	上記のいずれにも該当しない、又は実績がない。	0		

- ※1 当該工事の発注業種（29業種）と同業種の過去の市発注工事の成績評価を原則対象とする。ただし、発注者は「複数の業種を選択」するなど、評価対象を設定することもできる。
 なお、工事成績評価については、完成検査終了後に通知する「検査結果及び工事暫定成績評価結果について（通知）」の評価結果の点数を参照のこと。
 ※令和2年度から工事成績評価が変更されたため、令和元年度以前の発注案件については、別表のとおり点数を読み替えること。
- ※2 市が発注した全ての工事（市の市長部局、上下水道局、医療センターの発注工事）を対象とする。
- ※3 過去2年度間に「完成年月日」が属する工事を対象とする。
 建築工事等においては「過去2年度間」を「過去5年度間」と読み替える。
 なお、発注者は工事等の内容に応じて、必要な期間を任意設定することもできる。
- ※4 実績重視型の場合は（ ）の配点とする

【補 則】

○合併の取扱い

合併した企業の評価については、すべての企業の成績の平均を評価する。

○JVの取扱い

過去にJVで施工した工事における評価対象は、代表構成員としての実績のみとする。

○平均点の算出について

工事成績評価の平均点の算出において、小数点以下の端数が生じたときは、小数点以下を切り捨てて評価する。

評価項目	評価基準	配点	得点	確認方法 ^{P38}
(イ) 施工実績	過去15年度間 ^{※1} に近隣 ^{※2} において類似 ^{※3} の公共工事の施工実績がある。	1.0	/1.0	①
	上記に該当しない。	0		

- ※1 評価対象期間内に「完成年月日」が属する工事を対象とする。発注者は、工事の内容や課題等に応じて、必要な期間を任意設定することもできる。
- ※2 「近隣」の範囲は、工事の都度発注者が定義し、入札説明書に具体的に記述する。なお、特殊工事等においては、近隣の条件を適宜省くことができる。
- ※3 類似の施工実績（工種、数量、施工条件、使用材料等）が添付資料で確認できない場合は、評価しない。「類似」の要件は、発注者が工事ごとに設定し、入札説明書に記載する。

【補 則】

○JVの取扱い

過去にJVで施工した工事における評価対象は、代表構成員としての実績のみとする。

イ 企業の社会的貢献度

評価項目	評価基準		配点	得点	確認方法 ^{P38}
(ア) 災害防止活動等の協定 ^{※1}	市と協定等を締結し、災害防止活動等への協力体制を整えている。	市内業者である ^{※2}	1.0	/1.0	①
		上記以外。	0.5		
	上記のいずれにも該当しない。		0		

※1 市との協定書や登録証（企業単体の場合）又は証明書（団体の場合）などにより、入札公告日又は指名通知日時点において協力体制を確認できるものとする。なお、国又は他自治体との協定（協力体制）は評価対象としない。

※2 市内業者は、市内に住所を有する本店等で入札に参加する事業者又は市内に住所を有する本店等以外の事業所等で入札に参加する事業者のうち、本店等も市内に有する事業者とする。

評価項目	評価基準 ^{※3}		配点	得点	確認方法 ^{P38}
(イ) 災害防止活動等の実績 ^{※1}	過去2年度間に当該発注部局 ^{※2} の求めにより災害防止活動等を行った ^{※4} 。		1.0	/1.0	①
	過去2年度間に当該発注部局 ^{※2} 以外の部局の求めにより災害防止活動等を行った ^{※4} 。		0.5		
	上記のいずれにも該当しない。		0		

※1 評価対象となる災害防止活動等は、市と締結した災害時の活動に関する協定書等に基づいて要請を受けて実施した活動等とする。

なお、建築工事においては、実績が少ないことから原則選択しない。

※2 「当該発注部局」の記述は、発注者が必要に応じて設定できるものとする。

※3 評価基準のうち、いずれか1つを評価する。

※4 活動日が2年度間に跨る場合には、当該活動の初年度の活動を評価する。

ウ 配置予定技術者の技術能力

評価項目	評価基準	配点	得点	確認方法 ^{P38}
(ア) 工事成績評 定※1、※2	市発注工事※3の過去2年度間※4の平均点が 82点以上。	2.0	/2.0	②
	80点以上82点未満。	1.5		
	78点以上80点未満。	1.0		
	上記のいずれにも該当しない、又は実績が ない。	0		

※1 配置予定技術者の技術能力に関する評価は、以下のいずれかの工事を対象とする。

- ① 元請負人の主任技術者、監理技術者（特例監理技術者を含む）又は監理技術者補佐として
工事完成時に従事していた工事
- ② 現場代理人として全工期（準備期間、後片付け期間又は橋りょう等の工場製作等の期間を
除く）にわたって従事した工事

※2 過去に従事した、全ての業種（29業種）の市発注工事の成績評定を対象とする。
ただし、発注者は当該工事が成績評定を省略することができる工事である場合は、この評価
項目は除く。

なお、工事成績評定については、完成検査終了後に通知する「検査結果及び工事暫定成績評
定結果について（通知）」の評定結果の点数を参照のこと。

※令和2年度から工事成績評定が変更されたため、令和元年度以前の発注案件については、
別表のとおり点数を読み替えること。

※3 市が発注した全ての工事（市の市長部局、上下水道局、医療センターの発注工事）を対象と
する。

※4 過去2年度間に「完成年月日」が属する工事を対象とする。
建築工事等においては「過去2年度間」を「過去5年度間」と読み替える。

【補 則】

○配置予定技術者の候補者数について

配置予定技術者は、3名まで候補者を挙げることができる。

配置予定技術者を複数名挙げる場合は、各候補者について、入札説明書で指示される評価項目「配置予定技術者の技術能力」に係る技術資料を作成すること。

この場合、候補者として挙げられた者のうち、技術評価点の合計点が最も低い者の評価点をもって評価する。

○配置予定技術者の配置不可

落札候補者決定通知を受けた時点において、配置予定技術者を先に落札した他の工事に配置したため、当該工事に配置できなくなった場合は、落札候補者通知日の翌日までに発注者に対して「配置予定技術者に係る配置不可通知書」により配置予定技術者の配置ができなくなった旨を通知することができる。詳細はP 4 2「8（3）配置予定技術者の配置不可通知」の項目を参照のこと。

○配置技術者について

受注者は、配置予定技術者として技術資料に記載した者を、契約後、主任技術者、監理技術者（特例監理技術者を含む）、監理技術者補佐又は現場代理人のいずれかとして配置しなければならない。

なお、配置予定技術者を複数名挙げた場合は、そのうち少なくとも1名を配置しなければならない。

○配置技術者の途中交代について

契約工期における配置技術者の途中交代は、原則認めない。※

ただし、配置技術者の死亡、疾病、出産、育児、介護または退職等の真にやむを得ない場合のほか、次に掲げる場合については、この限りではない。

- ① 受注者の責によらない理由による工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が大幅に延長された場合
- ② その他発注者が認めた場合

受注者は、配置技術者を変更しようとする場合は、やむを得ない事情を証明する資料を発注者に提出し、承諾を得るものとする。技術者の変更届を提出する際は、変更理由が証明できる書類を添付するものとする。書式は問わないものとする。

交代後の配置技術者は原則として、交代前の配置技術者と同等以上の技術能力（技術資料で評価した者と同等以上）を有する者とし、証明する資料を発注者に提出し、承諾を得るものとする。

（※配置技術者を途中交代する場合は、主任技術者、監理技術者（特例監理技術者を含む）、監理技術者補佐又は現場代理人のいずれか1名を残せば不履行とはしない。）

○過去に在籍していた会社での実績の取扱い

配置予定技術者の技術能力においては、過去に在籍していた会社での実績も評価対象とする。

○JVの取扱い

過去にJVで施工した工事における評価対象は、代表構成員の技術者としての実績のみとする。

○平均点の算出について

工事成績評定の平均点の算出において、小数点以下の端数が生じたときは、小数点以下を切り捨てて評価する。

評価項目	評価基準	配点	得点	確認方法 ^{P38}
(イ) 施工経験 ^{※1}	過去15年度間 ^{※2} に類似 ^{※3} の公共工事の施工経験がある。	1.0	/1.0	①
	上記に該当しない。	0		

※1 配置予定技術者の技術能力に関する評価は、評価対象期間内に「完成年月日」が属する以下のいずれかの工事を対象とする。

- ① 元請負人の主任技術者、監理技術者（特例監理技術者を含む）又は監理技術者補佐として工事完成時に従事していた工事
- ② 現場代理人として全工期（準備期間、後片付け期間又は橋りょう等の工場製作等の期間を除く）にわたって従事した工事

※2 発注者は、工事の内容や課題等に応じて、必要な期間を任意設定することもできる。

※3 「類似」の要件は、発注者が工事ごとに設定し、入札説明書に記載する。

【補 則】

○配置予定技術者の候補者数、配置不可について

「ウ（ア）工事成績評定」の補則を準用する。

○配置技術者の配置、途中交代について

「ウ（ア）工事成績評定」の補則を準用する。

○過去に在籍していた会社での実績の取扱い

配置予定技術者の技術能力においては、過去に在籍していた会社での実績も評価対象とする。

ただし、関係書類（「工事カルテ」又は「登録内容確認書」等）により、実際に従事していたことが証明できない場合は、評価対象としない。

○JVの取扱い

過去にJVで施工した工事における評価対象は、代表構成員の技術者としての実績のみとする。

工 定性的技術提案【技術提案型に適用】

評価項目※1	評価基準	配点	得点※3	確認方法P38
(ア) 工程管理の適切性※2	工事工程や実施手順が合理的であり、工夫が見られる。 (提案を求める具体的な課題を設定する。)	6.0	/6.0	①
(イ) 品質管理の適切性※2	良質な材料の調達、現場条件に応じた施工方法の選定など品質確保のための工夫が見られる。 (提案を求める具体的な課題を設定する。)	6.0	/6.0	①
(ウ) 安全管理の適切性※2	安全管理を高めるための工夫が見られる。 (提案を求める具体的な課題を設定する。)	6.0	/6.0	①
(エ) 市長等が指定した課題への対応的確性※2	市長等が指定した工事目的物の性能、機能に関する事項、社会的要請に関する事項等への対応に工夫が見られる。	6.0	/6.0	①

※1 技術提案型の場合は、工事の内容、課題等に応じ(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)から必ず1項目以上を設定する。

※2 具体的な課題を設定し、入札説明書に記載する。

※3 採点については、次式のとおり採用された提案数に応じた得点とする。

得点＝配点×(採用された提案数／求める提案数)

(小数点以下第2位を四捨五入し、第1位止め)

【補 則】

○技術提案における評価点の算出方法について

評価点の計算例を以下のとおり示す。

【計算例】

(ア) 工程管理の適切性(配点6.0点)

求める工夫2つの場合

①●●●●の工夫 (←採用された提案数3つ／求める提案数3つ)

②●●●●の工夫 (←採用された提案数1つ／求める提案数3つ)

得点 = 配点 × (採用された提案数／求める提案数)

= 配点6.0点 × (採用数計4つ／提案数計6つ)

= 4.0点

(エ) 市長等が指定した課題への対応(配点6.0点)

求める工夫1つの場合

①●●●●の工夫 (←採用された提案数3つ／求める提案数3つ)

得点 = 配点 × (採用された提案数／求める提案数)

= 配点6.0点 × (採用数計3つ／提案数計3つ)

= 6.0点

※ 得点の計算は評価項目ごとに行う。

(上記(ア)(エ)を合算した計算はしない)

※ 提案数の上限は入札説明書に記載する。

○提案内容の評価について

提案内容の評価は、以下の要件を全て満たす提案を「加点対象」とする。

- I 求める提案数を超えていない
(提案順に評価し、求める提案数を超える提案は評価しない)
- II 設計仕様書(目的物)を変更しない
- III 設計図書に計上されていない
- IV 求める工夫に該当する
- V 同趣旨の提案が他にない(同じ評価項目内で同趣旨の提案がないこと)
- VI 受発注者の判断で実現可能である
(警察等関係機関との新たな協議は不要で、現場条件上も実現が可能である)
- VII 受注者が主体的に取り組むべき事柄である
- VIII 関係法令・基準等に抵触していない
- IX 独自の提案である
(設計図書、関係法令、技術基準等に施工に際して実施すべきと定められている事柄や、既に一般化されている手法ではないもの。なお、技術基準等とは埼玉県工事实務要覧の共通仕様書に規定された「適用すべき諸基準」や工法協会等が発行しているマニュアルや要領の類のことである。)
- X 提案の内容が具体的である(方法、使用材料、範囲・高さ、時期、基準値等)
- XI 具体的な効果が確認できる(提出資料のみで確認できること)
- XII 周辺環境等に悪影響を及ぼす可能性が見当たらない
- XIII 加点しない特段の理由が見当たらない

才 企業倫理や信頼性等（減点項目）

評価項目	評価基準	配点	確認方法 P38
(ア) 総合評価の不履行※1、※2、※3	過去1年度間及び今年度（入札公告日又は指名通知日までの期間）に市が総合評価方式により発注した工事※4の技術資料の履行確認結果において、「添付資料等で確認した結果、履行されていないことを確認」との通知を受けた。（下記の場合を除く）	-1.0	②
	過去1年度間及び今年度（入札公告日又は指名通知日までの期間）に市が総合評価方式により発注した工事※4の技術資料の履行確認結果において、配置技術者の死亡など真にやむを得ない場合※5により配置技術者を交代し、交代前の配置技術者と同等以上の技術能力を確保できなかったため「添付資料等で確認した結果、履行されていないことを確認」との通知を受けた。	-0.5	
	上記のいずれにも該当しない。	0	
(イ) 入札参加等停止の措置※1、※2、※6	過去1年度間及び今年度（入札公告日又は指名通知日までの期間）に「川口市有資格業者に対する入札参加等停止の措置基準」に基づく入札参加等停止の措置を受けた。	-1.0	②
	上記に該当しない。	0	
(ウ) 入札参加等除外の措置※1、※2、※6	過去1年度間及び今年度（入札公告日又は指名通知日までの期間）に「川口市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱」に基づく入札参加等除外の措置を受けた。	-1.0	②
	上記に該当しない。	0	

※1 評価項目とした事項に該当しているにもかかわらず、様式に該当がない旨記載されている場合や様式の添付がない場合には、「虚偽記載」と判断し、失格とする。

※2 複数の評価項目に該当する場合、又は同一評価項目における複数回の措置がある場合は、重複評価し減点を合算する。

※3 評価項目オ（ア）「総合評価の不履行」については、受注者が提出した技術資料において、当該工事で履行するとして事項のうち、複数の不履行が生じた場合は、重複評価し減点を合算する。ただし、同一事項の不履行が複数回生じた場合の措置については、重複評価せず減点を合算しない。

なお、技術者の配置に関する事項の不履行については、不履行が複数回生じた場合でも重複評価せず、減点の大きいもののみを採用し、減点する。

※4 市が総合評価方式により発注した工事とは、市が総合評価方式にて発注した全ての工事（市の市長部局、上下水道局、医療センターの発注工事）が対象となります。

※5 真にやむを得ない場合とは、ガイドラインP18「配置技術者の途中交代について」を参照

※6 入札参加等停止措置、入札参加等除外措置は、措置を受けた日（期間の始まりの日）で判断する。

力 企業の技術能力

評価項目	評価基準	配点	得点	確認方法 P38
(ア) 優秀工事表彰	過去3年度間に当該工事と同じ業種で川口市優秀建設工事施工業者表彰を受けたことがある。	2.0 (4.0) ^{※1}	/2.0 (4.0) ^{※1}	①
	上記に該当しない。	0		

※1 実績重視型の場合は () の配点とする

評価項目	評価基準	配点	得点	確認方法 P38
(イ) ISO9001の取得 ^{※1}	ISO9001を取得している。	1.0	/1.0	①
	上記に該当しない。	0		

※1 入札公告日又は指名通知日時点において、入札参加者がISO9001を取得しているものとする。

評価項目	評価基準	配点	得点	確認方法 P38
(ウ) 登録基幹技能者の配置 ^{※1、※2、※3}	本発注工事に係る元請負人又は一次下請負人が配置する現場従事者（元請負人の主任技術者、監理技術者（特例監理技術者を含む）又は監理技術者補佐を除く）として、所定の建設技能を有する登録基幹技能者を配置する。	1.0	/1.0	①
	上記に該当しない。	0		

※1 評価対象とする登録基幹技能者は、補則「登録基幹技能者種別一覧」のとおりとする。

※2 工事仕様書の本工事費内訳書又は工事数量総括表に記載された工種のいずれかに「登録基幹技能者」を配置する場合に評価する。

※3 本工事費内訳書又は工事数量総括表にない工種を技術資料に記載した場合は、評価しない。

【補 則】

○登録基幹技能者種別一覧（参考）（令和6年3月25日現在）

No.	登録基幹技能者の種類
1	登録電気工事基幹技能者
2	登録橋梁基幹技能者
3	登録造園基幹技能者
4	登録コンクリート圧送基幹技能者
5	登録防水基幹技能者
6	登録トンネル基幹技能者
7	登録建設塗装基幹技能者
8	登録左官基幹技能者
9	登録機械土工基幹技能者
10	登録海上起重基幹技能者
11	登録PC基幹技能者
12	登録鉄筋基幹技能者
13	登録圧接基幹技能者
14	登録型枠基幹技能者
15	登録配管基幹技能者
16	登録鳶・土工基幹技能者
17	登録切断穿孔基幹技能者
18	登録内装仕上工事基幹技能者
19	登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者
20	登録エクステリア基幹技能者
21	登録建築板金基幹技能者
22	登録外壁仕上基幹技能者
23	登録ダクト基幹技能者
24	登録保温保冷基幹技能者
25	登録グラウト基幹技能者
26	登録冷凍空調基幹技能者
27	登録運動施設基幹技能者
28	登録基礎工基幹技能者
29	登録タイル張り基幹技能者
30	登録標識・路面標示基幹技能者
31	登録消火設備基幹技能者
32	登録建築大工基幹技能者
33	登録硝子工事基幹技能者
34	登録ALC基幹技能者
35	登録土工基幹技能者
36	登録ウレタン断熱基幹技能者
37	登録発破・破砕基幹技能者
38	登録建築測量基幹技能者
39	登録解体基幹技能者
40	登録圧入工基幹技能者
41	登録送電線工事基幹技能者
42	登録さく井基幹技能者
43	登録あと施工アンカー基幹技能者

○登録基幹技能者について

登録基幹技能者とは、建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成20年国土交通省令第3号）により、工事現場において基幹的な役割を担う技能者で国土交通大臣が登録した機関が実施する登録基幹技能者講習の修了者。

評価項目	評価基準	配点	得点	確認方法 P38
(工) 労働災害防止対策	建設業労働災害防止協会へ加入※ ¹ している。 又は、建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS）を導入※ ¹ している。	1.0	/1.0	①
	上記に該当しない。	0		

※1 入札公告日又は指名通知日時点において、入札参加者が加入又は導入しているものとする。

【補 則】

○建設業労働災害防止協会について

建設業労働災害防止協会は、労働災害防止団体法に基づき設置された、厚生労働省所管の特別民間法人。建設業従事者に対する労働災害に関する注意喚起のほか、労働安全衛生法に基づく技能講習や特別教育も行っている。

○建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS：コスモス）について

COHSMS とは、労働安全衛生マネジメントシステムの構築・実施状況を、コスモス認定基準に従って評価し、同基準に適合している場合に、適合していると認定されているもので、その COHSMS の有効期間は、認定日から3年間である。

キ 配置予定技術者の技術能力

評価項目※1	評価基準	配点	得点※3	確認方法 P38
(ア) 技術者の専門技術力※2 (ヒアリング)	過去に経験した同種工事について中心的・主体的に参画し、創意工夫等の積極的な取組が具体的に説明できる。	3.0	/3.0	③
(イ) 当該工事の理解度・取組姿勢 (ヒアリング)	当該工事について適切に理解した上で、質問や提案等積極的な取組姿勢が見られる。	3.0	/3.0	③
(ウ) 技術者の対応能力 (ヒアリング)	当該工事について近隣住民などの第三者に対して工事説明や苦情処理などの対応が適切にできる。	3.0	/3.0	③

※1 (ア)、(イ)、(ウ)については、配置予定技術者に対するヒアリングにより判断する。

※2 以下の①又は②の条件を満たす場合、この評価項目を設定する。

①「配置予定技術者の過去に経験した工事を入札公告上の参加資格要件とした」

②「総合評価方式の評価項目で配置予定技術者の施工経験を設定した」

※3 採点に当たり技術者の評価に優劣が見られる場合、中間の得点を与えることができる。

評価項目	評価基準	配点	得点	確認方法 P38
(エ) 保有する資格※1	1級●●施工管理技士※2、1級建築士※2、技術士(●●部門)※2又は専門資格●●●※3のいずれかを保有している。	2.0	/2.0	①
	上記に該当しない。	0		

※1 入札公告日又は指名通知日時点において、資格が有効であるものとする。

※2 建設業法により、当該工事の発注業種(29業種)の監理技術者となり得ると定められている資格及び部門に限る。

※3 専門資格は該当資格を記載する。なお、専門資格のみとすることもできる。

評価項目	評価基準	配点	得点	確認方法 P38
(オ) 継続教育(CPD)への取組※1、※2	過去1年度間の取得単位が、各団体等の推奨単位以上である。	1.0	/1.0	①
	過去1年度間の取得単位が、各団体等の推奨単位の1/2以上でかつ推奨単位未満である。	0.5		
	上記のいずれにも該当しない。	0		

※1 過去に在籍していた会社での継続教育も評価対象とする。

※2 推奨単位を定めている団体等の継続教育(CPD)を評価対象とする。

【補 則】

○継続教育（CPD）の学習履歴証明書を発行している団体の一例

建設系CPD協議会（団体独自で証明書を発行）

団 体 名	評価基準（推奨単位、目標ユニット）
（公社）空気調和・衛生工学会	50ポイント／年
（一財）建設業振興基金	12単位／年
（一社）建設コンサルタンツ協会	50単位／年
（一社）交通工学研究会	50単位／年
（公社）地盤工学会	50ポイント／年
（一社）森林・自然環境技術者教育会	20CPD時間／年
（一社）全国上下水道コンサルタント協会	50単位／年
（一社）全国測量設計業協会連合会	20ポイント／年
（一社）全国土木施工管理技士会連合会	20ユニット／年
（一社）全日本建設技術協会	25単位／年
土質・地質技術者生涯学習協議会	50CPD時間／年
（公社）土木学会	50単位／年
（一社）日本環境アセスメント協会	50単位／年
（公社）日本技術士会	50CPD時間／年
（公社）日本建築士会連合会	12単位／年
（公社）日本コンクリート工学会	協会独自による証明は行わない
（公社）日本造園学会	50単位／年
（公社）日本都市計画学会	50単位／年
（公社）農業農村工学会	50単位／年

建築CPD運営会議（運営会議名にて証明書を発行）

団 体 名	評価基準（推奨単位、目標ユニット）
（公社）日本建築士会連合会	12認定時間／年 （12団体の合計）
（一社）日本建築士事務所協会連合会	
（公社）日本建築家協会	
（一社）日本建設業連合会	
（一社）日本建築学会	
（公社）空気調和・衛生工学会	
（一社）建築設備技術者協会	
（一社）電気設備学会	
（一社）日本設備設計事務所協会	
（一財）建設業振興基金	
（公財）建築技術教育普及センター	
（一社）日本建築構造技術者協議会	

○継続教育（CPD）の評価方法

- ・入札参加者から提出された、団体等が発行した配置予定技術者の継続教育（CPD）の学習履歴を証明する証明書の写し（当該団体等の推奨単位が確認できる資料を含む）により、配置予定技術者の学習履歴の取得単位と当該団体等の推奨単位を確認する。
- ・推奨単位に「標準ユニット」と「優良ユニット」を設けている団体等については、「標準ユニット」を評価基準とする。
- ・継続教育（CPD）の証明期間は、過去1年度間（公告日が令和7年4月～令和8年3月の場合、令和6年4月1日～令和7年3月31日）であることを確認する。

ク 企業の地域精通度

評価項目	評価基準	配点	得点	確認方法 ^{P38}
(ア) 地理的条件	市内業者 ^{※1} である。	1.0	/1.0	②
	準市内業者 ^{※2} 又は県内業者 ^{※3} である。	0.5		
	県外業者 ^{※4} である。	0		

※1 市内業者は、市内に住所を有する本店等で入札に参加する事業者又は市内に住所を有する本店等以外の事業所等で入札に参加する事業者のうち、本店等も市内に有する事業者とする。

※2 準市内業者は、市内に住所を有する事業所等で入札に参加する事業者のうち、市内業者に該当しない事業者とする。

※3 県内業者は、市を除く県内に住所を有する事業所等で入札に参加する事業者とする。

※4 県外業者は、県外に住所を有する事業所等で入札に参加する事業者とする。

※5 入札公告日又は指名通知日時点における入札参加者の上記※1～4の業者区分をもって評価する。

ケ 企業の社会的貢献度

評価項目	評価基準	配点	得点	確認方法 ^{P38}
(ア) 地域貢献活動 ^{※1}	川口市地域貢献事業者認定 ^{※2} を受けている。	1.0	/1.0	①
	上記に該当しない。	0		

※1 入札公告日又は指名通知日時点において、認定を受けているものとする。

※2 市が地域社会への貢献活動を行う事業者等を地域貢献事業者として認定することにより、事業者等の社会的信頼の向上を促進し、市内産業の活性化を図る制度。詳細は、市経営支援課のホームページを参照のこと。

(<https://www.city.kawaguchi.lg.jp/jigyoshamuke/kigyoshien/keieishien/22558.html>)

評価項目	評価基準	配点	得点	確認方法 ^{P38}
(イ) 除雪契約実績 ^{※1}	過去2年度間に市との除雪契約実績がある。	1.0	/1.0	①
	上記に該当しない。	0		

※1 融雪剤の散布についても、評価対象とする。なお、国や他自治体の実績は評価対象としない。

評価項目	評価基準	配点	得点	確認方法 ^{P38}
(ウ) 障害者雇用 ^{※1}	「障害者の雇用促進等に関する法律」の法定雇用率に1ポイントを加えた率以上に障害者を雇用している。又は、法定雇用義務はないが障害者を雇用している。	1.0	/1.0	①
	上記に該当しない。	0		

※1 入札公告日又は指名通知日の直前の6月1日現在において、障害者を雇用しているものとする。なお、入札公告日又は指名通知日が6月1日の場合は、入札公告日又は指名通知日の前年の6月1日を言う。

評価項目	評価基準	配点	得点	確認方法 ^{P38}
(エ) CO2削減対策 ^{※1}	「ISO14001」、「エコアクション21認証・登録制度」、「埼玉県エコアップ認証制度」のいずれかの認証等を受けている。	1.0	/1.0	①
	上記に該当しない。	0		

※1 入札公告日又は指名通知日時点において、入札参加者が当該認証等を受けているものとする。

【補 則】

○エコアクション21認証・登録制度について

環境省が定めた環境経営システムや環境報告に関するガイドラインにもとづく制度。

詳細は、一般財団法人持続性推進機構エコアクション21中央事務局ホームページを参照のこと。

(<https://www.ea21.jp/>)

○埼玉県エコアップ認証制度について

県が事業者のCO2削減取組を認証する制度。

詳細は、県環境部温暖化対策課「埼玉県エコアップ認証制度」ホームページを参照のこと。

(<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/eco-up.html>)

評価項目	評価基準	配点	得点	確認方法 P38
(オ) 重機保有状況※ ¹	一定規格以上の建設機械※ ² を複数台保有（リース可）している。	1.0	/1.0	①
	一定規格以上の建設機械※ ² を1台保有（リース可）している。	0.5		
	上記のいずれにも該当しない。	0		

※¹ 建設機械の保有（リース可）状況は、経営事項審査の総合評定値通知書の写し（入札公告日又は指名通知日時点において、有効期間内にあるもの）により評価する。

※² 「一定規格以上の建設機械」とは、経営事項審査における「建設機械等の保有状況」の対象となる建設機械等とする。

評価項目	評価基準	配点	得点	確認方法 P38
(カ) 交通安全活動への取組※ ¹	市交通安全対策課ホームページに掲載している川口市交通安全対策協議会名簿※ ² の「委員区分」が「交通安全関係団体の代表者」である団体のいずれかに企業として加入している。	1.0	/1.0	①
	上記に該当しない。	0		

※¹ 入札公告日又は指名通知日時点において、加入しているものとする。

※² 詳細は、市交通安全対策課ホームページを参照のこと。

(<https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01060/040/5/3145.html>)

評価項目	評価基準	配点	得点	確認方法 P38
(キ) 更正保護の協力雇用主支援等の取組※ ¹	更生保護の協力雇用主としての登録あり。	1.0	/1.0	①
	上記に該当しない。	0		

※¹ 入札公告日又は指名通知日時点において、登録しているものとする。

【補 則】

○協力雇用主制度について

法務省が定めた「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づく制度。

なお、協力雇用主とは、犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易ではない刑務所出身者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更正に協力する民間の事業主のこと。

詳細は、法務省ホームページを参照のこと。

(http://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo02_00030.html#02)

コ 担い手確保・育成に関する取組

評価項目	評価基準	配点	得点	確認方法 ^{P38}
(ア) インターンシップ等の受入れ実績	過去2年度間に、連続した3日以上の内ターニップ等の受入れ実績がある。	1.0	/1.0	①
	過去2年度間に、短期(3日未満)の内ターニップ等又は現場見学会の受入れ実績がある。	0.5		
	上記のいずれにも該当しない。	0		

【補 則】

○「インターンシップ等の受入れ実績」の評価対象について

インターンシップ等の実績は、以下の①～③の全ての条件を満たす実績を評価対象とする。

- ① 以下の学生・生徒を対象としたインターンシップであること。

大学(大学院、短期大学を含む)、高等学校、中等教育学校(後期課程)、専修学校、各種学校、高等専門学校、高等技術専門学校(職業能力開発校)、職業能力開発大学校(同短期大学校を含む)、特別支援学校(高等部)

ただし、学生・生徒が所属する学校の所在地は問わない。

また、当該評価項目はインターンシップ(就業体験)を対象とし、義務教育課程等で行われる、いわゆる「職場体験」は対象としない。

- ② 学校が証明する「インターンシップ等受入れ実績証明書」により実績が確認できるもの。
学校が証明できない場合については、学生を受入れた企業が作成する証明書類(インターンシップ状況が確認できるもの)に代えることができるものとする。
- ③ 市内業者が受け入れた実績であること。

○「現場見学会の受入れ実績」の評価対象について

現場見学会の受入れ実績は、上記の①～③の全ての条件を満たす実績を評価対象とする。

○企業証明の書類事例

- ・インターンシップへ参加した学生の自筆のサインと学生証のコピーなど
- ・インターンシップ実施状況写真と学生の自筆のサインなど

評価項目	評価基準	配点	得点	確認方法 ^{P38}
(イ) 若手技術者の配置 ^{※1}	主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の資格要件 ^{※2} を満たす35歳未満 ^{※3} の若手技術者を、当該工事の主任技術者、監理技術者(特例監理技術者を含む)、監理技術者補佐、現場代理人又は担当技術者 ^{※4} に配置する。	1.0	/1.0	①
	35歳未満 ^{※3} の若手技術者を現場代理人又は担当技術者 ^{※4} に配置する。	0.5		
	上記のいずれにも該当しない。	0		

※1 配置する若手技術者は、入札公告日又は指名通知日時点において3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用をされている者とする。

※2 主任技術者又は監理技術者の資格要件とは、建設業法第7条第2号又は同法第15条第2項に規定する資格をいう。なお、入札公告日又は指名通知日時点において、資格等が有効であるものとする。

※3 当該入札公告又は指名通知年度における4月1日時点での年齢とする。

※4 担当技術者とは、主任技術者、監理技術者（特例監理技術者を含む）又は監理技術者補佐の指導に従い建設工事に従事する者や補佐する者をいう。（担当技術者は、建設業法上の配置の義務はないが、現場代理人等通知書に担当技術者として記載し、通知することが必要である。また、コリンズへの登録も必要である。）

【補 則】

○若手技術者の候補者数について

若手技術者は、3名まで候補者を挙げることができる。

若手技術者を複数名挙げる場合は、各候補者について、入札説明書で指示される評価項目「若手技術者の配置」に係る技術資料を作成すること。

この場合、候補者として挙げられた者のうち、技術評価点の合計点が最も低い者の評価点をもって評価する。

○若手技術者の配置不可

落札候補者決定通知を受けた時点において、若手技術者を先に落札した他の工事に配置したため、当該工事に配置できなくなった場合は、落札候補者通知日の翌日までに発注者に対して「配置予定技術者に係る配置不可通知書」により配置予定技術者の配置ができなくなった旨を通知することができる。詳細はP40「8（3）配置予定技術者の配置不可通知」の項目を参照のこと。

○若手技術者について

受注者は、若手技術者として技術資料に記載した者を配置しなければならない。

なお、若手技術者を複数名挙げた場合は、そのうち少なくとも1名を配置しなければならない。

○若手技術者の途中交代について

契約工期内における若手技術者の途中交代は、原則認めない。※

ただし、若手技術者の死亡、疾病、出産、育児、介護または退職等の真にやむを得ない場合のほか、次に掲げる場合については、この限りではない。

① 受注者の責によらない理由による工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が大幅に延長された場合

② その他発注者が認めた場合

受注者は、若手技術者を変更しようとする場合は、やむを得ない事情を証明する資料を発注者に提出し、承諾を得るものとする。技術者の変更届を提出する際は、変更理由が証明できる書類を添付するものとする。書式は問わないものとする。

交代後の若手技術者は原則として、交代前の若手技術者と同等以上の技術能力（技術資料で評価した者と同等以上）を有する者とし、証明する資料を発注者に提出し、承諾を得るものとする。

（※若手技術者を途中交代する場合は、主任技術者、監理技術者（特例監理技術者を含む）、監理技術者補佐、現場代理人又は担当技術者のいずれか1名を残せば不履行とはしない。）

評価項目	評価基準	配点	得点	確認方法 P38
(ウ) 4週8休を確保した工事実績※1※2	過去3年度間※3に市発注工事※4において全工期にわたって、4週8休以上を確保する工程管理を行って完成させた。	1.0	/1.0	①
	上記に該当しない。	0		

※1 「4週8休」とは、契約工期の間、4週間ごとに8日以上 of 休工日（現場において従事する者がいない日）を設けることとする。

「4週8休以上」とする施工計画に基づき現場管理を行った工事を評価する。

※2 4週8休を確保した工事実績は、当初契約額（税込）が500万円以上の案件の実績を評価する。

※3 過去3年度間に「完成年月日」が属する工事を対象とする。

※4 市が発注した全ての工事（市の市長部局、上下水道局、医療センターの発注工事）を対象とする。

評価項目	評価基準	配点	得点	確認方法 P38
(エ) 多様な働き方実践企業の認定※1	埼玉県「多様な働き方実践企業」のプラチナ又はゴールド認定（各々プラス評価を含む）を受けている。	1.0	/1.0	①
	埼玉県「多様な働き方実践企業」のシルバー認定（プラス評価を含む）を受けている。	0.5		
	上記のいずれにも該当しない。	0		

※1 入札公告日又は指名通知日時点において、入札参加者が当該認定を受けているものとする。

【補 則】

○「多様な働き方実践企業」について

埼玉県では、仕事と子育て等の両立を支援するため、短時間勤務やフレックスタイムなど多様な働き方により男女が共にいきいきと働き続けられる環境づくりに取り組んでいる。

該当する認定基準の数により、「プラチナ」「ゴールド」「シルバー」の3つの認定区分がある。なお、認定を受けている企業で男性の働き方見直しに取り組む企業はプラス評価となる。

詳細は、埼玉県多様な働き方推進課「多様な働き方実践企業認定制度について」ホームページを参照のこと。

(<https://pref.saitama.lg.jp/womenomics/workstyle/index.html>)

評価項目	評価基準	配点	得点	確認方法 P38
(オ) パートナーシップ構築宣言の公表※1	パートナーシップ構築を宣言し、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトで公表している。	0.5	/0.5	①
	上記に該当しない。	0		

※1 入札公告日又は指名通知日時点において、入札参加者が当該宣言を作成し、かつ評価日※2時点において、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトで公表している場合に評価する。

※2 評価日とは、発注者が技術資料を受領し、技術資料の評価を行う日とする。

【補 則】

○「パートナーシップ構築宣言」について

「パートナーシップ構築宣言」は、サプライチェーンの取引先や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築することを、「発注者」側の立場から企業の代表者の名前で宣言するものである。詳細は、パートナーシップ構築宣言ポータルサイト参照のこと。

(<https://www.bizpartnership.jp/index.html>)

評価項目	評価基準	配点	得点	確認方法 P38
(カ) 埼玉県SDGs パートナーへの登録※1	埼玉県 SDGs パートナーに登録している。	0.5	/0.5	①
	上記に該当しない。	0		

※1 入札公告日又は指名通知日時点において、入札参加者が埼玉県 SDGs パートナーに登録されている場合に評価する。

【補 則】

○「埼玉県 SDGs パートナー」について

「埼玉県 SDGs パートナー」は、SDGs に自ら取り組むとともに、その実施内容を公表する県内企業・団体等を県が登録する制度です。

詳細は、埼玉県計画調整課「埼玉県 SDGs パートナー」ホームページを参照のこと。

(<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0102/sdgs/sdgspartner.html>)

サ その他

評価項目	評価基準	配点	得点	確認方法 P38
(ア) 市内下請の選定※1、※2	以下のいずれかを満たすこと ・ 下請負人を市内業者から1社以上選定する。 ・ 市内業者であり、すべて自社で施工する。	2.0	/2.0	①
	以下のいずれかを満たすこと ・ 下請負人を準市内業者又は県内業者から1社以上選定する。 ・ 準市内業者又は県内業者であり、すべて自社で施工する。	1.0		
	上記のいずれにも該当しない。	0		

※1 下請負人に係る市内業者の「本店又は主たる営業所」は、建設業許可の本店または主たる所在地を示す。

※2 下請負人とは、建設業許可を受けかつ受注業者との直接契約のある1次下請負人であり、2次下請負人以降は、評価対象としない。

※3 下請企業数が多いと想定される工事など必要に応じ、市内業者から選定する割合を設定することができる。

評価項目	評価基準	配点	得点	確認方法 P38
(イ) 資材の購入（市産品の活用等）※1、※2	主要な資材等を市内の業者※3から購入する。	2.0	/2.0	①
	上記に該当しない。	0		

※1 使用資材品目が多い工事など必要に応じ、購入する割合を設定することができる。

※2 市内で1社しか製造又は販売していない資材は原則として指定しない。指定する必要がある場合は、使用数量の割合設定等を行うことができる。

※3 市内の業者とは、市内に本店、もしくは代理店を有する業者のほか、「川口市産品公共工事活用促進制度実施要領」に定義される市産品を製造（生産）している業者とする。詳細は、市産業振興課のホームページを参照のこと。

(https://www.city.kawaguchi.lg.jp/jigyoshamuke/suido_gesuido/20410.html)

評価項目	評価基準	配点	得点	確認方法 P38
(ウ) 手持ち工事量※1※2	市発注工事※3（全業種）の手持ち工事量比率※4 0.5未満又は契約年度の受注が無い	1.0 (2.0) ※5	/1.0 (2.0) ※5	②
	市発注工事※3（全業種）の手持ち工事量比率※4 0.5以上1未満	0.5 (1.0) ※5		
	市発注工事※3（全業種）の手持ち工事量比率※4 1以上又は契約年度の受注実績があり且つ過去3年度間の受注が無い。	0		

※1 本評価項目を設定する場合、共同企業体又は共同企業体混合入札においても適用できるものとする。

※2 手持ち工事量は、当初契約額（税込）が500万円以上の案件の契約金額により集計する。

※3 市が発注した全ての工事（市の市長部局、上下水道局、医療センターの発注工事）を対象とする。

※4 手持ち工事量比率＝（当該年度受注額）÷（過去3年度間受注額の平均）

当該年度受注額とは、発注年度の4月1日から本工事の公告日又は指名通知日までに受注した工事の契約金額の合計額とする。

企業単位の受注実績には、共同企業体としての実績も含むものとする。（共同企業体での受注実績は、その契約額を当該共同企業体の出資比率により按分した額とする。）

共同企業体として当該工事入札に参加する場合の手持ち工事量比率の算出には、構成員の中で受注額が一番少ない企業の受注実績を採用する。

契約工期が複数年度に跨る契約（変更契約により契約工期が複数年度に跨ることとなった契約を含む）の場合、当該年度受注額や過去3年度間の平均受注額は以下の考え方で算出された額を用いる。なお、当該年度受注額や過去3年度間の平均受注額の平均点の算出において、小数点以下の端数が生じたときは、小数点以下第1位を四捨五入する。

- ・当該年度受注額は、当該年度の工期の月数に応じ算出した契約額とする。なお、契約額には変更増減額を含むものとする。

算出例：令和7年7月に総合評価案件を発注した場合における、以下の1案件における当該年度受注額は、以下のとおり1,200万円となる。

契約額（税込）	契約工期（補足あり）	計算式
1,800万円	令和7年4月～ 令和8年9月	1,800万円×（12か月÷18か月） ＝1,200万円

- ・過去3年度間の平均受注額は、各年度の工期の月数に応じ算出した契約額とする。なお、契約額には変更増減額を含むものとする。

算出例：令和7年7月に総合評価案件を発注した場合における、以下の1案件における過去3年度間の平均受注額は、以下のとおり2,400万円となる。なお、令和7年度の6か月分の600万円は「当該年度受注額」分とする。

契約額（税込）	契約工期（補足あり）	計算式
3,000万円	令和5年4月～ 令和7年9月	3,000万円×（24か月÷30か月） ＝2,400万円

工期の補足：工期が4月1日～5月1日の場合、2か月として整理する

毎年4、5、6月に公告する案件については、当該年後受注額は入札公告日又は指名通知日の前年度の実績を評価対象とする。

※5 実績重視型の場合は（ ）の配点とする。

6 提出を求める技術資料の内容の明示

発注者は、総合評価方式によって入札を行う場合は、入札公告にその旨を明記するとともに、技術資料提出時に明示すべき事項を入札説明書に記載する。

【補 則】

○入札説明書に明示すべき事項の例

- 工事の概要
- 総合評価方式の型
- 採点方式
- 自己採点申請書
- 総合評価に関する事項
 - ・ 評価の方法
 - ・ 評価値の算出方法
 - ・ 見なし評価
 - ・ 1／3失格基準
 - ・ 落札者（落札候補者）の決定方法
 - ・ 配置予定技術者の配置不可通知
 - ・ 技術資料の内容の不履行について
 - ・ 不服の申出について
 - ・ 不適正な事項に対する措置について
- 技術資料の提出
- 契約書作成に伴う技術資料の追加提出
- ヒアリング
- 落札者の決定通知
- 評価状況に関する情報提供
- 実施上の留意事項
- その他
- 評価基準及び提出資料
 - ・ 評価項目
 - ・ 評価基準
 - ・ 提出資料
 - ・ 配点

など

※採点方式により必要な事項を記載する。

※案件ごとの入札説明書を確認し入札に参加すること。

7 技術評価

(1) 技術資料の記載事項の確認

入札参加者から提出された評価項目ごとに定められた様式に記載された内容を添付資料及び各種データにより確認する。

【補 則】

○記載事項の確認

評価項目ごとの確認方法をガイドラインの評価項目の表の右欄に示すので、参考にと。

「確認方法」欄の番号の説明

- ① 技術資料に添付された資料等に基づき確認する。（入札説明書を参照する）
- ② 市が保有するデータ等を活用して確認する。
- ③ ヒアリングを実施して確認する。

○技術資料提出後の入札参加者からの申し出による修正

技術資料提出後の技術資料の修正や追加提出は、認めない。

(2) 評価値の算出

ア 評価値の計算方法

評価値の計算方法については、以下のいずれかの方法とする。

(ア) 除算方式

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} = \frac{\text{標準点} + \text{加算点}}{\text{入札価格（単位：億円）}} \quad \bullet \text{技術評価点：標準点に加算点を加えたもの}$$

- ・標準点：原則として 100,000 点
- ・加算点：審査の結果得られた得点の合計値
- ・評価値は、小数点以下第 4 位を四捨五入し、第 3 位止めとする。小数点第 3 位止めの値で差がつかない場合の評価値は、小数点第 4 位以下の差が付いた値とする。
小数点 4 位以下の値でも、評価値が同じ値の場合は、小数点第 4 位以下を切り捨て、小数点第 3 位止めとする。
- ・入札価格は税抜きとする。

(イ) 加算方式

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

$$\text{価格評価点} = (100,000 - \text{技術評価点満点}) - 100,000 \times \left(\frac{\text{入札価格} - \text{調査基準価格}}{\text{予定価格}} \right)$$

- ・技術評価点：審査の結果得られた得点の合計値
- ・評価値の満点：100,000 点（見なし評価ありの場合）
- ・価格評価点の満点 = 100,000 点 - 技術評価点の満点
- ・価格評価点は、小数点以下第 4 位を四捨五入し、第 3 位止めとする。小数点第 3 位止めの値で差がつかない場合の評価値は、小数点第 4 位以下の差が付いた値とする。
小数点 4 位以下の値でも、評価値が同じ値の場合は、小数点第 4 位以下を切り捨て、小数点第 3 位止めとする。
- ・入札価格、調査基準価格、予定価格は税抜きとする。

【補 則】

○評価値の表示

＜除算方式＞

技術評価点を入札価格（単位：億円）で除して、評価値を算出する。評価値は、小数点以下第4位を四捨五入し、第3位止めとする。小数点第3位止めの値で差がつかない場合の評価値は、小数点第4位以下の差が付いた値とする。小数点4位以下の値でも、評価値が同じ値の場合は、小数点第4位以下を切り捨て、小数点第3位止めとする。

例：A社 技術評価点＝110点、入札価格＝1.00億円

B社 技術評価点＝105点、入札価格＝1.10億円

C社 技術評価点＝115点、入札価格＝1.05億円

のとき、評価値は以下のように表示する。

A社 評価値＝ $110 / 1.00 = 110.0000 \rightarrow$ 「評価値＝110.000」落札

B社 評価値＝ $105 / 1.10 = 95.4545 \rightarrow$ 「評価値＝95.455」

C社 評価値＝ $115 / 1.05 = 109.5238 \rightarrow$ 「評価値＝109.524」

＜加算方式＞

評価値は、小数以下第4位を四捨五入し、第3位止めとする。小数点第3位止めの値で差がつかない場合の評価値は、小数点第4位以下の差が付いた値とする。小数点4位以下の値でも評価値が同じ値の場合は、小数点第4位以下を切り捨て、小数点第3位止めとする。

イ 加算点又は技術評価点の算出

加算点（除算方式）又は技術評価点（加算方式）は、審査の結果得られた得点の合計値とし、以下の①から③のとおりとする。

- ① 加算点又は技術評価点の上限値は、「5（2）イ 配点」のとおりとする。
- ② 配点の満点が上限値以下の場合は、補正しない。
- ③ 配点の満点が上限値を超える場合は、補正する。なお、「才 企業倫理や信頼性等（減点項目）」の項目は補正しない。

【補 則】

○満点が上限値となるように行う補正の例

技術提案型で必須評価項目18.0点、選択評価項目35.0点、配点の合計53.0点として入札を行った場合で、評価の結果、得点の合計点が22.0点であったとき、次のように補正する。

$$\begin{aligned} \text{加算点 (技術評価点)} &= \text{得点の合計点} \times (\text{上限値} / \text{配点の満点}) \\ &= 22.0 \text{点} \times (50.0 \text{点} / 53.0 \text{点}) = 20.8 \text{点} \\ &\quad (\text{小数点以下第2位を四捨五入し、第1位止めとする。}) \end{aligned}$$

ウ 不適正な事項に対する措置

- (ア) 加算点（技術評価点）がマイナスとなった者は、失格とする。
- (イ) 提出された技術資料に不備があった場合、訂正を求めることなく、関係する評価項目の得点を与えない。
- (ウ) 提出された技術資料が不誠実（技術資料のうち技術提案部分が全て「白紙」又は「なし」等の記述のみの場合）であるときは失格とする。
- (エ) 「企業倫理や信頼性等」の評価項目が該当しているにもかかわらず、該当がない旨記載されている場合には、虚偽記載と判断し、失格とする。

エ 評価値の決定

上記ア～ウにより評価値を算出するに当たり、「見なし評価」の適用を原則とする。

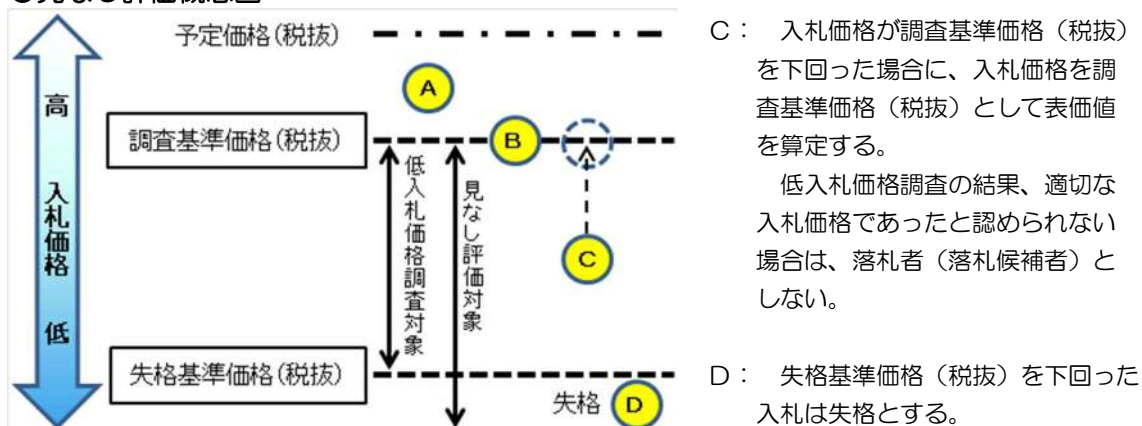
入札価格が調査基準価格（税抜）を下回ったときは、入札価格を調査基準価格（税抜）として「評価値」を算定する。ただし、契約は入札価格とする。また、「1／3失格基準」を適用する場合は、該当する者を失格とする。

【補 則】

○見なし評価とは

評価値の算出にあたり、入札価格が調査基準価格（税抜）を下回った場合、入札価格を調査基準価格（税抜）として見なしで計算する考え方。なお、契約は入札価格とする。

○見なし評価概念図



○見なし評価の取りやめ

入札参加条件として入札参加者の本店又は主たる営業所の地域要件を設定しない工事については、見なし評価を取りやめることができる。

○「1／3失格基準」とは

技術評価に関し、以下の①②両方に該当する者は失格とする。

- ① 技術評価の「加算点」（除算方式）又は「技術評価点」（加算方式）が、当該工事における「加算点」（除算方式）又は「技術評価点」（加算方式）の最も高い有効入札参加者の1／3以下。

※ 有効入札参加者とは「入札参加者のうち、辞退者、一抜け、不適正事項による失格、事前審査による入札参加資格の欠格者を除く者」をいう。

- ② 技術評価点の「順位」が、有効入札参加者の下位1／3以下。
なお、有効入札参加者数が2者以下の場合はこの基準は適用しない。

○「1／3失格基準」の適用について

	簡易型（自己採点方式）	簡易型（発注者採点方式） ・技術提案型
「見なし評価」適用する場合	「1／3失格基準」適用しない	「1／3失格基準」適用しない
「見なし評価」適用しない場合		「1／3失格基準」適用する※

※発注者の判断により「1／3失格基準」を適用しないこともできる。

8 落札候補者の決定方法等

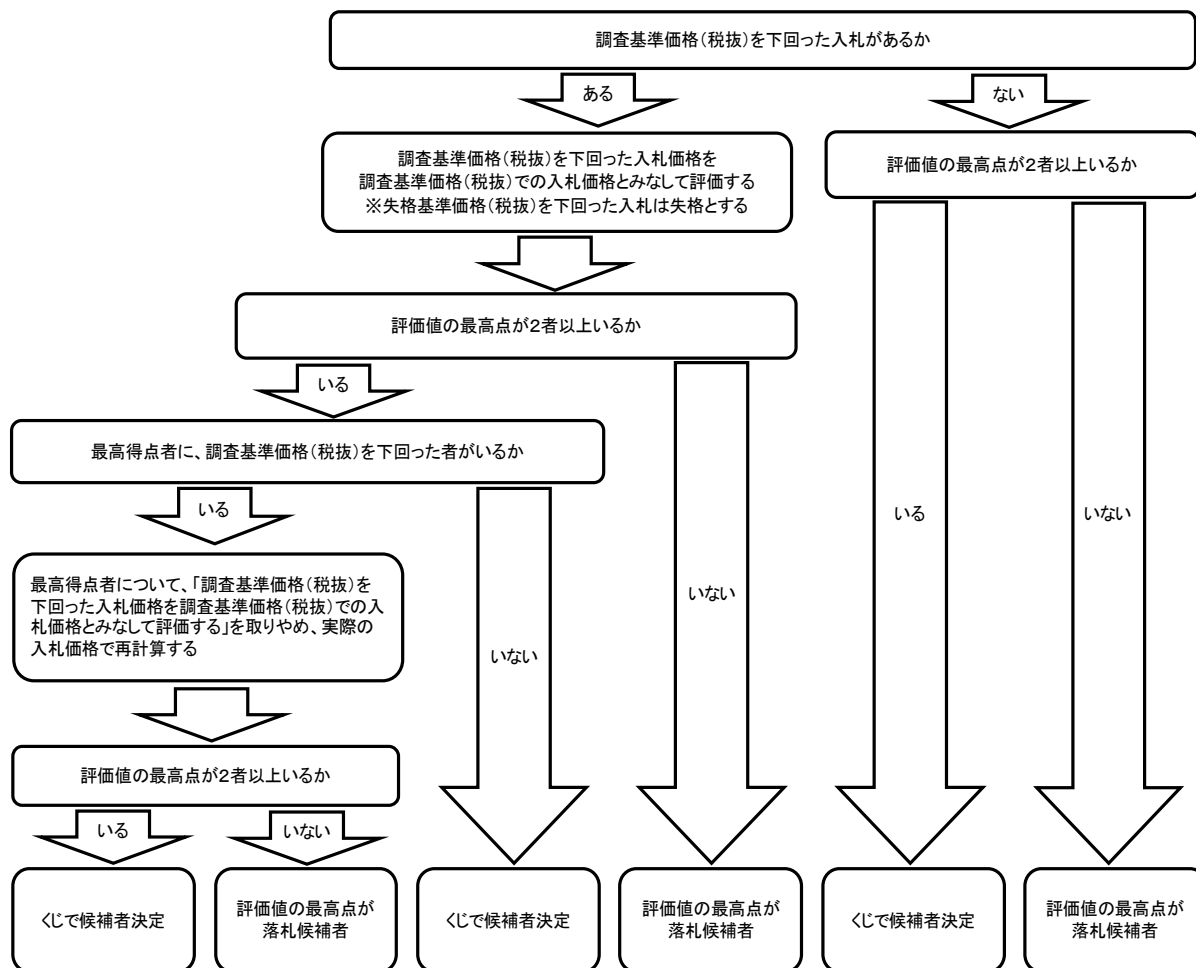
(1) 落札候補者の決定

入札価格が予定価格の制限の範囲内にある者のうち、「評価値」が最も高い者を落札候補者とする。ただし、川口市建設工事請負契約に係る低入札価格取扱要綱（以下「低入札価格取扱要綱」という）及びその他の規定に基づく失格者は落札候補者とししない。

(2) 評価値の最も高い者が2者以上ある場合

(1)において、小数点第3位止めの値で差が付かない場合の評価値は、小数点第4位以下の差が付いた値とするが、それでも差が付かずに評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札候補者を決定する。ただし、「見なし評価」された者を1者以上含み、「評価値」の最も高い者が2者以上あるときは、「見なし評価」を取りやめ、「評価値」の最も高い者のみ評価値を再計算し、最も高い者を落札候補者とする。さらに、この場合においても、なお同点であった場合は、くじ引きとする。

落札候補者の考え方(フロー図)



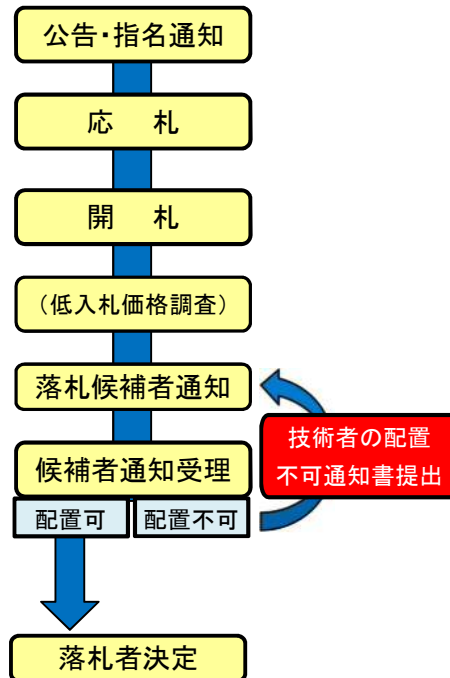
(3) 配置予定技術者の配置不可通知

配置予定技術者が落札候補者決定通知を受けた時点において、先に落札した他の工事に配置したため、配置できなくなった場合は、落札候補者通知日の翌日までに発注者に対して様式1「配置予定技術者に係る配置不可通知書」の通知にて配置予定技術者が配置できなくなった旨を通知することができる。

この場合、入札参加資格を満たせなくなったことから無効として扱い、次の順位者へ落札候補者通知を行う。開札後に落札候補者決定通知を受けていない者は通知できない。

なお、この取扱いは、市が施行する総合評価方式にのみ適用するものであり、それ以外の入札では応札後の辞退はできない。

<配置予定技術者に係る配置の概念図>



【補 則】

○「配置予定技術者に係る配置不可通知書」について

落札候補者決定日の翌日午後5時（市の休日は除く）までに発注者側契約担当者に通知することにより、当該入札を無効とする。（ただし、落札候補者の決定通知受理が午後3時以降の場合は、2日後の午後5時までとする）

期限後の通知書は受理しない。

受注できる場合は、通知する必要はなく、落札者決定となる。落札者となり契約後に技術者を配置できない場合は、技術資料の内容を満たすことができないものとしてペナルティの対象とする。

(4) 落札者の決定

上記「8(1)～(3)」により決定された落札候補者について、無効でない入札をした者を落札者とする。

【補 則】

○電子入札共同システム（入札情報公開システム）で入札結果を公開する際には、摘要の欄において評価値及び技術評価点を公開すること。電子入札共同システムの入札状況登録の際に評価値、技術評価点の入力や修正が可能である。この値は入札情報公開システムの摘要欄に反映され、入札情報公開システムでも修正が可能である。

入札情報公開システム摘要欄の記載方法：

評価値 ●●. ●●● 技術評価点 ●●. ●●

※ 再度入札（2回目）で落札者が決定した場合は、2回目の評価値等を記載する。

※ 諸々の理由で入札が失格・無効になった場合、摘要欄に下表のとおり入力すること。

審査（調査）の事項	入札情報公開システムの入力規則
不適正な事項による失格の場合 ・加算点（技術評価点）がマイナスとなった場合 ・技術提案型のうち技術提案部分が全て「白紙」又は「なし」等の記述のみ の場合 ・契約締結前に虚偽記載が判明した場合	技術評価失格
不適正な事項による失格と予定価格超過又は低入札価格調査制度による失格 が重複	技術評価失格
1／3失格基準による失格の場合	1／3該当失格、技術評価点：●●●
1／3失格基準による失格による失格と予定価格超過又は低入札価格調査制 度による失格が重複	1／3該当失格、技術評価点：●●●
（辞退届がある・ないに関わらず） 技術資料の提出がなく、入札のみあった場合	技術資料なし
予定価格超過の場合	予定価格超過、技術評価点：●●●
低入札価格調査制度で失格基準価格未満で失格した場合	低入札（価格失格）、技術評価点：●●●
低入札価格調査制度における調査で失格した場合	低入札（調査失格）、技術評価点：●●●
配置技術者の配置不可通知書の通知を受けた場合	技術者配置無効
一抜けにより無効の場合	一抜け
自己採点申請書が不備の場合 ・自己採点申請書の未提出、入札参加者名なし、工事名等間違いの場合	自己採点申請書不備

9 履行確認

受注者が提出した技術資料において、当該工事で履行するとした事項は、全て履行の対象とする。ただし、契約後、発注者が受注者に履行について指示するものは、この限りではない。

【補 則】

○発注者が履行について指示するもの

契約後、発注者が受注者に履行について指示するものは、以下のとおりです。
なお、この指示は契約後直ちに行うものとする。

	履行について指示するもの	指示の内容
①	関係法令・基準等に違反する提案	提案を履行しない。
②	工事目的物等に悪影響を与える可能性がある提案	提案を履行しない。
③	技術提案型において、求める提案数を超えた提案（例：3つを求めたが4つ目の提案があった）	提案の履行を求めない。（ただし履行を妨げるものではない。）

○履行確認の手順について

① 履行の対象の除外を指示

監督員は、契約後直ちに、指示書により受注者に履行の対象除外を指示する

- ・関係法令や基準等に違反がある提案や工事目的物等に悪影響を与える可能性がある提案、求める提案数を超えた提案等

② 様式2「履行確認シート」の作成

受注者は、技術資料に基づき様式2「履行確認シート」を作成し、施工計画書に添付すること。

- ・監督員は、①で指示した内容の有無などの確認を行うこと。

③ チェック1

現場代理人は、様式2「履行確認シート」を活用して、評価項目チェックを行う。

- ・履行確認に必要な資料などを整理すること。

④ チェック2

監督員は、現場代理人が行った様式2「履行確認シート」及び資料に基づき、チェックを行う。

- ・評価項目のチェックは、現地又は書類で行う。
- ・監督員は、技術資料の内容が満たされていない場合は、受注者に再度施工又は補修を行うように指示する。

⑤ 様式3「技術資料の履行について」の提出

様式2「履行確認シート」により各評価項目の履行確認が完了した後、受注者は、様式3「技術資料の履行について」を発注者に提出する。

- ・提案された項目すべての確認が終了した後、様式3の「技術資料の履行について」に様式2「履行確認シート」を添付し、受注者は発注者に提出する。
- ・工事完成通知受理前に、受発注者間で履行確認を行うものとする。

⑥ 様式4「技術資料の確認結果について」の通知

発注者は、様式3「技術資料の履行について」の提出を受けた場合は、すみやかに確認を行い、様式4「技術資料の確認結果について」により受注者に通知するものとする。

- ・履行確認の書類は、工事完成書類の一部として保管すること。

10 ペナルティの設定

(1) 技術資料の内容の不履行

ア 発注者は、様式3「技術資料の履行について」の通知を受理した際に技術資料の内容を受注者の責めにより満たすことができないと判断した場合は、その該当する評価項目を不履行とみなす。

受注者は、不履行の場合、違約金として、不履行となった評価項目の配点に応じた金額（配点1.0点を請負代金額の1%に相当させた金額。ただし5%を上限とする。）を支払わなければならない。この場合、発注者は、工事成績評定の減点（－5点、2項目以上は－10点）を行う。

なお、受注者は、このことにより「川口市有資格業者に対する入札参加等停止の措置基準」に基づき入札参加等停止の措置を受けることがある。

イ 技術資料の内容の履行に際して、契約後、発注者が受注者に履行について指示するものは、アの規定を適用しない。

ウ 発注者は、配置技術者の変更に際して、病気、けが、退職、死亡など予測不可能なやむを得ない事情で変更を認める場合は、不履行とみなさない。

【補 則】

1 不服の申出

受注者は、発注者から様式4「技術資料の確認結果について」により技術資料の履行がされていない旨の通知を受けたときには、通知を受けた日から起算して7日以内（市の休日を除く）に発注者に不服を申し出ることが出来る。

様式5「技術資料の確認結果に関する不服申し出について」

2 不服の審査

発注者は、受注者から不服の申し出があったときは、ただちにその内容を審査し、その結果を様式6「不服申出に対する検討結果について」により通知する。

(2) 技術資料の虚偽記載

ア 発注者は、契約締結前に、技術資料に虚偽の記載があると判明した場合は、虚偽記載とみなす。その技術資料を提出した者は失格とする。

発注者は、契約締結後に、技術資料に虚偽の記載があると判明した場合は、虚偽記載とみなす。その際、受注者は、違約金として、請負代金額の5%を支払わなければならない。この場合、発注者は、工事成績評定の減点（－5点、2項目以上は－10点）を行う。

受注者は、このことにより「川口市有資格業者に対する入札参加等停止の措置基準」に基づき入札参加等停止の措置を受けることがある。

イ 配置技術者を変更しようとする場合において発注者に提出し承諾を得る資料で、やむを得ない事情を証明する資料、並びに変更後の配置技術者が変更前の配置技術者と同等以上の技術的資格、経験等を有する者と証明する資料に虚偽記載があった場合、アの規定を適用する。

【補 則】

1 不服の申出

受注者は、発注者から契約締結後に様式4「技術資料の確認結果について」により技術資料に虚偽記載が判明した旨の通知を受けたときは、通知を受けた日から起算して7日以内（市の休日を除く）に発注者に不服を申し出ることが出来る。

様式5「技術資料の確認結果に関する不服申し出について」

2 不服の審査

発注者は、受注者から不服の申し出があったときは、ただちにその内容を審査し、様式6「不服申出に対する検討結果について」により通知する。

3 虚偽記載の例

（1） 契約締結前に、技術資料に虚偽の記載がある場合

評価項目の「才 企業倫理や信頼性等（減点項目）」の各評価項目において、該当しているにもかかわらず、技術資料において、該当がない旨の資料を添付若しくは技術資料の添付を行わなかったもの

（2） 契約締結後に、技術資料に虚偽の記載があると判明した場合

- ・ P 4 「1 0 （2）技術資料の虚偽記載 イ」の場合
- ・ 契約締結前に提出された技術資料が、契約締結後に、意図的に虚偽の記載がされたと判明した場合

1 1 中立かつ公正な評価の確保（学識経験者の意見聴取）

総合評価方式の適用により、技術資料の審査・評価を行うにあたっては、発注者の恣意を排除し、中立かつ公正な審査・評価を行う。

このため、総合評価方式の実施にあたり、地方自治法施行令第167条の10の2及び同規則第12条の4の規定に基づき、総合評価方式に識見を有する者の中から、市長があらかじめ学識経験者として委嘱した2人以上の者から会議又は個別の面接によるいずれかの方法により意見聴取を行うものとする。

（1）学識経験者の所掌事務

- ア 落札者決定基準（ガイドライン含む）について審議し、意見を述べること。
- イ 落札者を決定しようとすることに對し意見を述べること。

（2）意見聴取を行う場合

- ア ガイドラインを定めようとするとき。
- イ 技術提案型の工事において、落札者決定基準を定めようとするとき。
- ウ イの意見聴取において、落札者を決定するときに改めて意見を聴く必要があるかを確認し、必要があるとの意見が述べられた場合において、当該落札者を決定しようとするとき。

※ 簡易型の工事については、ガイドラインに基づく落札者決定基準のみを採用する場合は、個々の工事における意見聴取を行わない。

12 総合評価方式に係る公表等

(1) 技術提案に関する機密の保持

発注者は、提案者の知的財産を保護するため提案内容に関する事項が他者に知られることのないようにすること、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することのないようにすること等、その取扱いに留意する。

(2) 情報提供

ア 入札前

手続の透明性・公平性を確保するため、入札の評価に関する基準及び落札者の決定方法等については、ガイドラインに示す。

イ 落札者決定後

総合評価方式を適用した工事において、契約締結後、速やかに以下の事項について情報公開する。

- (ア) 業者名
- (イ) 各業者の入札価格
- (ウ) 各業者の技術評価点
- (エ) 各業者の評価値

また、入札に参加した者のうち、希望者には自社の評価項目ごとの評価点と落札者との比較（優劣）について情報提供することとする。

【補 則】

○情報提供について

落札者決定通知日の翌日から7日以内（市の休日を除く）を期限とし、入札参加者から様式7「評価状況に関する情報提供について（依頼）」による依頼があった場合には、発注者は依頼のあった日から起算して7日以内（市の休日を除く）に、入札参加者本人の評価状況を様式8「評価状況に関する情報提供について（回答）」及び様式9「総合評価方式における評価項目と評価状況」により、情報提供することとする。

○失格・無効になった者への情報提供について

諸々の理由で入札が失格・無効等*になり、技術評価点の公表対象とならなかった者には情報提供しないものとし、その旨を入札説明書に明記する。

※諸々の理由で入札が失格・無効等になった例

- ・事前審査で欠格の場合
- ・不適正な事項で失格の場合
- ・技術資料が提出されたが、入札がない場合
- ・技術資料未提出で、入札もない場合
- ・技術資料未提出で、入札のみあった場合
- ・配置予定技術者の配置不可通知を受けた場合
- ・一抜けにより無効の場合
- ・自己採点申請書が不備の場合

なお、「予定価格超過」、「低入札価格調査での失格（価格失格、数値失格、条件失格、調査失格、成績失格）」又は「1/3失格基準による失格」の場合においては、技術評価点を公表しているため、評価状況に関する情報提供を行うことができる。

（参考）P41「8（4）落札者の決定」【補則】を併せて参照のこと。

○契約締結

契約書には、落札者から提出された総合評価方式に関する技術資料と特記仕様書を添付する。

13 様式

このガイドラインに基づき総合評価方式を実施する際に使用する様式は下記のとおりとする。

- 様式1「配置予定技術者に係る配置不可通知書」
- 様式2「履行確認シート」
- 様式3「技術資料の履行について」
- 様式4「技術資料の確認結果について」
- 様式5「技術資料の確認結果に関する不服申出について」
- 様式6「不服申出に対する検討結果について」
- 様式7「評価状況に関する情報提供について（依頼）」
- 様式8「評価状況に関する情報提供について（回答）」
- 様式9「総合評価方式における評価項目と評価状況」

工事成績評定（対照表）

令和2年度以降契約案件		令和元年度以前契約案件
85.66	—	97.5
85.33	—	97.0
85.00	—	96.5
84.66	—	96.0
84.33	—	95.5
84.00	—	95.0
83.66	—	94.5
83.33	—	94.0
83.00	—	93.5
82.66	—	93.0
82.33	—	92.5
82.00	—	92.0
81.66	—	91.5
81.33	—	91.0
81.00	—	90.5
80.66	—	90.0
80.33	—	89.5
80.00	—	89.0
79.66	—	88.5
79.33	—	88.0
79.00	—	87.5
78.66	—	87.0
78.33	—	86.5
78.00	—	86.0
77.66	—	85.5
77.33	—	85.0
77.00	—	84.5
76.66	—	84.0
76.33	—	83.5
76.00	—	83.0
75.66	—	82.5
75.33	—	82.0
75.00	—	81.5
74.66	—	81.0
74.33	—	80.5
74.00	—	80.0
73.66	—	79.5
73.33	—	79.0
73.00	—	78.5
72.66	—	78.0
72.33	—	77.5
72.00	—	77.0
71.66	—	76.5
71.33	—	76.0
71.00	—	75.5
70.66	—	75.0
70.33	—	74.5
70.00	—	74.0
69.66	—	73.5
69.33	—	73.0
69.00	—	72.5
68.66	—	72.0
68.33	—	71.5
68.00	—	71.0
67.66	—	70.5
67.33	—	70.0
67.00	—	69.5
66.66	—	69.0
66.33	—	68.5